

被災された皆さまへ

このガイドブックは、富野・武儀・上之保の全世帯及び
その他の地区で被災された方に配布しています。

被災者支援制度ガイドブック

平成 30 年7月豪雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。皆さまが一日も早く元の平穏な暮らしに戻れますように、市として一日も早い復興に全力を尽くしてまいります。
被災者支援制度についてまとめたガイドブックを作成しました。制度について不明な点がありましたら、各制度の問い合わせ先にお気軽におたずねください。

目次

1	生活・住宅再建支援金	1
2	税金の減免等	3
3	介護保険料・介護サービス料の減免	6
4	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免等	8
5	上下水道料金・保育料等の利用料の減免 (留守家庭児童教室、有線放送、NHK受信料)	12
6	国民年金に関すること	17
7	住宅の応急修理、市営住宅等への一時的な入居等	19
8	貸付金(災害援護金、生活福祉資金等)	24
9	災害弔慰金・災害障害見舞金	27
10	障がい福祉サービスに関すること	29
11	各種手当(児童扶養手当等)に関すること	32
12	市の証明、廃棄物処理等の手数料の免除・減免	34
13	学校教育に関する支援	36
14	商工業に関する支援	38
15	農業に関する支援	48
16	ボランティアが必要なとき	54
17	その他(写真等の洗浄、相談)	55

1 生活・住宅再建支援金

被災者生活再建支援制度（国の制度）

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・水害により居住する住宅が著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。 <p>○基礎交付金（住宅の被害程度により支給されます） 全壊…100万円、大規模半壊…50万円 解体…100万円（下記担当課へお問い合わせください）</p> <p>○加算支援金（住宅の再建方法により支給されます） 建築・購入…200万円、補修…100万円 賃借…50万円</p> <p>※1人世帯の場合は、上記金額の4分の3になります。 ※大規模半壊の住宅をやむを得ない事由で解体する場合は、福祉政策課へお問い合わせください。</p>
対象者	全壊、大規模半壊した世帯
申請方法 必要書類	<p><申請期間> 基礎交付金…災害にあった日から13か月の間 加算支援金…災害にあった日から37か月の間</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none">・申請書（市から郵送します）・振込先の分かる口座通帳の写し・加算支援金を受ける場合は居宅の購入、改修等の契約書の写し <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none">・福祉政策課まで申請してください。 <p>※郵送による申請可</p>
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-9031

関市被災者生活・住宅再建支援制度（市の制度）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害により居住する住宅が被害を受けた世帯に支援金が支給されます。 <p>○関市被災者生活・住宅再建支援金（住宅の被害程度により支給されます） 半壊…50万円、 床上浸水…30万円</p> <p>※1人世帯の場合は、上記金額の4分の3になります。 ※半壊の住宅を やむを得ない事由で解体する場合は、福祉政策課へお問い合わせください。</p>
<p>対象者</p>	<p>半壊、床上浸水した世帯</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 災害にあった日から13か月の間</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（市から郵送します） ・振込先の分かる口座通帳の写し <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課まで申請してください。 ※郵送による申請可
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9031</p>

2 税金の減免等

市税の減免等

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税・県民税、固定資産税、都市計画税について、被害の程度により減免します。 ○個人市民税・県民税 前年の合計所得金額（1,000万円以下）と所有に係る住宅の被害の程度に応じて、8分の1～全額を減免します。 ○固定資産税、都市計画税 所有する固定資産の被害の程度に応じて、10分の4～全額を減免します。 ○軽自動車税 被害を受けた軽自動車等を廃車した場合などには軽自動車税の負担の軽減をします。 												
<p>対象者</p>	<p>被災者（市税納税義務者）</p>												
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 災害のあった日から2か月以内</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請書 ※り災証明書と一緒にお渡ししています。 ・申請書（市から別途郵送等した場合） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務課まで申請してください。 ※郵送による申請可 												
<p>お問合せ</p>	<table border="0"> <tr> <td>税務課</td> <td>市民税に関すること</td> <td>TEL</td> <td>23-8769</td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定資産税に関すること</td> <td>TEL</td> <td>23-8783</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽自動車税に関すること</td> <td>TEL</td> <td>23-8874</td> </tr> </table>	税務課	市民税に関すること	TEL	23-8769		固定資産税に関すること	TEL	23-8783		軽自動車税に関すること	TEL	23-8874
税務課	市民税に関すること	TEL	23-8769										
	固定資産税に関すること	TEL	23-8783										
	軽自動車税に関すること	TEL	23-8874										

県税の減免等

<p>支援の内容</p>	<p>○自動車税、自動車取得税、個人事業税、不動産取得税、軽油取引税について、減免する制度があります。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。</p> <p>○期限延長 災害により、納付・申告等ができないときは、災害のあった日から2か月以内の期限延長があります。</p> <p>○納税の猶予 災害によって、県税を一時に納付できないときは、1年以内の範囲に限りその納税を猶予します。</p>
<p>対象者</p>	<p>被災者（県税の納税義務者）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>申請期間、申請方法、必要書類については、お問合せ先までお尋ねください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>○自動車税、自動車取得税に関すること 自動車税事務所 TEL058-279-3781</p> <p>○県税に関すること 中濃県税事務所 TEL33-4011</p>

国税の減免等

<p>支援の内容</p>	<p>○雑損控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害によって生活に必要な資産の損害を受けた場合、確定申告により所得控除を受けることができます。 <p>○災害減免法による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害によって住宅又は家財に甚大な損害を受け、平成30年分の合計所得金額が1,000万円以下のとき、平成30年分の所得税が軽減または免除されます。 ※雑損控除と重複して受けることができません。 <p>○期限延長</p> <p>災害により、納付・申告等ができないときは、災害のあった日から2か月以内の期限延長があります。</p> <p>○納税の猶予</p> <p>災害によって、国税を一時に納付できないときは、1年以内の範囲に限りその納税を猶予します。</p>
<p>対象者</p>	<p>被災者（国税納税義務者）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p>雑損控除、災害減免法による減免については、平成30年分の確定申告での申告となります。なお、申告の際に、<u>り災証明書、災害により支出した領収証、補てんされた保険金などの金額がわかるもの</u>などが必要となります。</p> <p>期限延長、納税の猶予については、災害のあった日から2か月以内に関税務署長宛に申請してください。詳しくは、お問合せ先までお尋ねください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>関税務署 TEL 22-2233</p>

3 介護保険料・介護サービス料の減免

介護保険料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で住家が著しい被害を受けられた方に対して、介護保険料金を減免します。 <p>○減免の割合</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 全壊・大規模半壊</td> <td style="width: 50%;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>② 半壊・床上浸水</td> <td>100分の50</td> </tr> </table> <p>○減免の期間</p> <p>平成30年7月から平成31年3月分</p>	① 全壊・大規模半壊	100分の100	② 半壊・床上浸水	100分の50
① 全壊・大規模半壊	100分の100				
② 半壊・床上浸水	100分の50				
<p>対象者</p>	<p>関市に住所がある65歳以上の方で、住家が床上浸水以上の被災をされて、り災証明を受けられた方</p>				
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年9月30日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（市から別途郵送します。） ・介護保険口座振込依頼書（還付金の振込口座） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒で返送するか、高齢福祉課又は地域事務所へ提出してください。 				
<p>お問合せ</p>	<p>高齢福祉課 TEL 23-7730</p>				

介護保険を利用したサービスの料金について

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを利用されている方で、被災された方に対して介護保険利用料を減免します。 ○減免の範囲 利用された介護サービスのうち、介護保険に係る費用負担を全額減免します。ただし、食事代や部屋代は対象外です。 ○減免の期間 平成30年7月から10月にサービスを受けられた分
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関市在住の介護サービスを利用されている方で、介護保険料を滞納されておらず、災害を原因とする次の被害にあわれた方。（実際に住まわれている場所が別でも、被災された方と同一世帯の方は対象となります。） ア 住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 イ 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病をおわれた方 ウ 主たる生計維持者の行方が不明である方 エ 主たる生計維持者が業務を廃止された、又は休止された方 オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年9月30日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・被災が証明できる書類 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒で返送するか、高齢福祉課又は地域事務所へ提出してください。 <p>※<u>対象者アに該当する、り災証明が発行された方には減免認定証を郵送いたしました。申請の必要はありません。</u></p> <p>※<u>証明書がすぐに用意できない場合は、見込みで申請を行い、後から提出をしてください。</u></p>
<p>お問合せ</p>	<p>高齢福祉課 TEL 23-7730</p>

4 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免等

国民健康保険税の減免

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">国民健康保険に加入されている方で被災をされた方に対して、国民健康保険税を減免します。 <p>○減免の割合</p> <ul style="list-style-type: none">① 全壊・大規模半壊 100分の100② 半壊・床上浸水 100分の50 <p>○減免の期間</p> <p>平成30年7月から平成31年3月分まで</p>
対象者	国民健康保険に加入されている方で、住家が床上浸水以上の被災をされて、り災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none">関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請書 ※り災証明書と一緒にお渡ししています。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none">返信用封筒で返送するか、保険年金課へ提出してください。
お問合せ	保険年金課 TEL 23-7701

国民健康保険一部負担金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入されている方で被災をされた方に対して、医療機関等で診療を受ける際に、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担（一部負担金）の支払いが不要となります。 <p>○減免の範囲 医療保険の窓口負担（一部負担金）を全額免除します。ただし、入院時の食事代や部屋代は対象外です。</p> <p>○減免の期間 平成30年7月6日から平成30年10月末まで</p>
<p>対象者</p>	<p>災害を原因とする次の被害にあわれた方</p> <p>ア 住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方</p> <p>ウ 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>エ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方</p> <p>オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年9月30日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・被災が証明できる書類 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課又は地域事務所へ提出してください。 <p>※対象者アに該当する、り災証明が発行された方には一部負担金免除証明書を郵送いたします。申請の必要はありません。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-7701</p>

後期高齢者医療保険料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険に加入されている方で被災をされた方に対して、後期高齢者医療保険料を減免します。 <table border="1" data-bbox="507 465 1326 884"> <thead> <tr> <th>前年の総所得金額</th> <th>損害金額が 3/10 以上</th> <th>損害金額が 5/10 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>50%以内</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>25%以内</td> <td>50%以内</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>12.5%以内</td> <td>25%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※り災面積を確認し、以下の計算式により【損害額】を算出します</p> <p>【損害額】＝</p> $\frac{\text{被害を被った面積}}{\text{資産の総面積}} \times \text{固定資産評価額} - \text{損害補填額}$ <p>※損害補填額とは、農協などの保険から補填される金額です</p> <p>○減免の期間 平成30年7月から平成31年3月分まで</p>	前年の総所得金額	損害金額が 3/10 以上	損害金額が 5/10 以上	500 万円以下	50%以内	免除	750 万円以下	25%以内	50%以内	1,000 万円以下	12.5%以内	25%以内
前年の総所得金額	損害金額が 3/10 以上	損害金額が 5/10 以上											
500 万円以下	50%以内	免除											
750 万円以下	25%以内	50%以内											
1,000 万円以下	12.5%以内	25%以内											
<p>対象者</p>	<p>○損害金額から保険給付金、損害賠償金等により補填される金額を控除した額（損害額）が、その価格の3割以上の方</p>												
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請書 ※り災証明書と一緒にお渡ししています。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒で返送するか、保険年金課へ提出してください。 												
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6719</p>												

後期高齢者医療保険料一部負担金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険に加入されている方で被災をされた方に対して、医療機関等で診療を受ける際に、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担（一部負担金）の支払いが不要となります。 <p>○減免の範囲 医療保険の窓口負担（一部負担金）を全額免除します。ただし、入院時の食事代や部屋代は対象外です。</p> <p>○減免の期間 平成30年7月6日から平成30年10月末まで</p>
<p>対象者</p>	<p>災害を原因とする次の被害にあわれた方</p> <p>ア 住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方</p> <p>ウ 主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>エ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方</p> <p>オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年9月30日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・被災が証明できる書類 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課又は地域事務所へ提出してください。 <p><u>※対象者アに該当する、り災証明が発行された方には一部負担金免除証明書を郵送いたします。申請の必要はありません。</u></p>
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6719</p>

5 上下水道料金、保育料等の利用料の減免

上下水道料金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金に対して2期分の水量料金を減免し、基本料金のみとします。 ○ 8月以降に請求させていただく上下水道料金が2期に限り基本料金のみとなります。 ※上下水道料金は、一定の「基本料金」と使用された水量による「水量料金」とに分けて計算されますが、このうち「水量料金」を全額減免します。これにより、使用されている水道施設の口径ごとに決まっている「基本料金」のみを請求させていただくこととなります。 ○ 「2期に限り」とは、8月・10月または9月・11月に請求させていただく上下水道料金が減免されることを意味します。 ※料金の請求月は、奇数月または偶数月のどちらかに定められますが地域により異なります。 ※今回の災害による請求月の変更はありません。 ○ 2か月に1回の使用水量の計測（メーターの検針）は通常どおり行います。引き続き検針員が伺いますのでご協力をお願いいたします。
<p>対象者</p>	<p>り災した住宅等の施設（り災証明書で確認できるもの）に付属している関市の上下水道施設の利用者</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請方法> <u>職権により、り災証明書の内容から軽減対象者を確認しますので申請は必要ありません。</u></p>
<p>お問合せ</p>	<p>水道課 TEL 23-7707</p>

保育園保育料の免除・減額

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害により住宅に著しい被害を受けた世帯の保育園保育料と一時的保育利用料を免除・減額します。 ○減免の割合 <ul style="list-style-type: none"> 全壊または大規模半壊 . . . 全額 半壊または床上浸水 . . . 2分の1 ○期間 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月分から平成31年3月分まで
<p>対象者</p>	<p>市内在住で、認可保育所に入所している園児の保護者が居住している家屋の被害が床上浸水以上である世帯</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園保育料は平成30年9月30日まで ・一時的保育利用料は利用申請時 <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を通じて対象者に申請書をお渡しします。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭課まで申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>子ども家庭課 TEL 23-8965</p>

留守家庭児童教室利用料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童教室利用者のうち、水害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対して使用料を減免します。 ○減免額の割合 <ul style="list-style-type: none"> 全壊または大規模半壊 全額 半壊または床上浸水 2分の1 ○期間 被害にあった月（平成30年7月）から年度末（平成31年3月）までの9か月間 <p>※すでに納付済みの場合は申請後の納付額で調整します。</p>
<p>対象者</p>	<p>全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年8月31日まで</p> <p><必要書類> 使用料減免申請書（市から別途郵送します）</p> <p><申請方法> 教育総務課まで申請してください。 ※郵送による申請可</p>
<p>お問合せ</p>	<p>教育総務課 TEL 23-7722</p>

関市有線放送テレビ放送サービス使用料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上之保地域において家屋が床上浸水以上の被害を受けた方に対して、関市有線放送のテレビ放送サービス使用料を減免します。 <p>○減免の内容 関市有線放送テレビ放送サービス使用料 1か月分 1,836円（税込）</p>
<p>対象者</p>	<p>上之保地域において、家屋が床上浸水以上の被害を受けた方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請書（利用料金の種類：有線放送使用料） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政情報課まで申請してください。 ※郵送による申請可
<p>お問合せ</p>	<p>行政情報課電子情報室 TEL 23-7712 上之保事務所 TEL 47-2001</p>

上之保・武儀地域及び富野地区でシーシーエヌ株式会社（以下「CCN」という。）が提供しているテレビ・インターネット・電話サービスに加入している方は、被災の程度によりCCNから料金の減免等を受けられる場合があります。また、浸水等の被害によりモデムが故障した場合はCCNが無償交換の対応を行っています。

詳しくはCCNお客様サポート0120-344-893【受付時間 午前9時～午後6時】へお尋ねください。

NHK 放送受信料の免除

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信料が免除されます。 <p>○免除の期間 平成30年7月から平成30年8月まで（2ヶ月分）</p>
対象者	NHK 放送受信契約を締結している世帯のうち、床上浸水以上の被害を受けた建物を所有する世帯
申請方法 必要書類	<p><申請方法> 申請手続きは必要ありません。 り災証明書の交付状況により、日本放送協会岐阜放送局が免除を決定し、対象者へ通知書等により連絡します。</p>
お問合せ	日本放送協会岐阜放送局 TEL 058-264-4612

6 国民年金に関すること

国民年金保険料の免除・納付猶予

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害により被害を受けた方の国民年金保険料が免除または納付猶予されます。 <p>○免除割合 全額、4分の1、半額、4分の3のいずれか</p> <p>○納付猶予</p> <p>※免除を受けられた場合は、免除期間の加入月数がそれぞれ全額免除の場合は2分の1（8分の4）ヵ月、4分の1免除の場合は8分の5ヵ月、半額免除の場合は4分の3（8分の6）ヵ月、4分の3免除の場合は8分の7ヵ月として将来の年金額が計算されます。</p>
<p>対象者</p>	<p>被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方（被害金額は自己評価）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 災害にあった日から2年間</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・本人の印鑑 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課または美濃加茂年金事務所で申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6729 美濃加茂年金事務所 TEL 0574-25-8181</p>

障害基礎年金等の所得要件による支給停止の解除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得要件により障害基礎年金等の支給を停止されている方のうち、水害により被害を受けた方の支給停止が解除され、支給が再開されます。 ・20歳前に初診日がある障害基礎年金、老齢福祉年金・特別障害給付金
<p>対象者</p>	<p>被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方（被害金額は自己評価）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 災害にあった日から2年間</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・本人の印鑑 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・美濃加茂年金事務所で申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6729 美濃加茂年金事務所 TEL 0574-25-8181</p>

7 住宅の応急修理、市営住宅等への一時的な入居等

住宅の応急修理

<p>支援の内容</p>	<p>全壊、大規模半壊又は半壊した住宅のうち、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が応急修理します。</p> <p><限度額> 一世帯あたり58万4千円以内 （1戸に複数の世帯が居住している場合でも、一世帯あたりの限度額以内となります。）</p>
<p>対象者</p>	<p>以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。</p> <p>① 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと。全壊の場合は応急修理によって居住可能となること。 ② 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなる見込みであること。 ③ 応急仮設住宅等を利用しないこと。</p> <p>○半壊には、下記のとおり世帯の所得制限があります。 （大規模半壊及び全壊にはありません）</p> <p><所得制限> 世帯全体の年収（収入）が500万円以下 ただし、ア）世帯主が45歳以上の場合は700万円以下 イ）世帯主が60歳以上の場合は800万円以下 ウ）要援護世帯の場合は800万円以下</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期限> 平成30年9月5日までに修理が完了できるよう、予め申し込みが必要です。</p> <p><必要書類> ①住宅の応急修理申込書 ②申出書（半壊の場合） ③要配慮者世帯で申請する場合は、確認できる証明書（半壊の場合） ④修理見積書 ⑤指定業者願書及び添付書類 （応急修理業者名簿以外の業者で実施する場合） ⑥修理前の被災箇所の写真（※修理箇所すべて）</p>
<p>お問合せ</p>	<p>都市計画課 TEL 23-7981</p>

市営住宅への一時的な入居

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方は、一時的に市営住宅へ入居することができます。 ○対象住宅…現在入居者のいない市営住宅 ○入居期間…当面3ヶ月 ○使用料 免除
<p>対象者</p>	<p>今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市営住宅一時使用許可申請書 ②誓約書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管財課市営住宅担当までお申し出ください。 聞き取り調査及び住宅の状況確認を行います。
<p>お問合せ</p>	<p>管財課 TEL 23-8121</p>

県営住宅への一時的な入居

<p>支援の内容</p>	<p>・今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方は、一時的に県営住宅へ入居することができます。</p> <p>○対象住宅 加野住宅（岐阜市） 尾崎住宅（各務原市）</p> <p>○入居期間…原則1年以内</p> <p>○使用料 免除</p>
<p>対象者</p>	<p>今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <p>①県営住宅一時使用許可申請書</p> <p>②誓約書</p> <p>③り災証明書</p> <p>④被災者及び同居者全員が記載された住民票の写し</p> <p>※①及び②は関市管財課にもあります</p> <p><申請方法></p> <p>・上記の必要書類を下記へ郵送又はFAXで提出。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>岐阜県住宅課 TEL 058-272-8692 FAX 058-278-2783</p>

県住宅供給公社住宅への一時的な入居

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方は、一時的に県住宅供給公社住宅へ入居することができます。 ○対象住宅 別府住宅（瑞穂市） メゾン東大垣（大垣市） ○入居期間…原則1年以内 ○使用料 免除
<p>対象者</p>	<p>今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ①公社賃貸住宅入居申込書 ②り災証明書 ③運転免許証等住所が分かるものの写し <p>※①は関市管財課にもあります</p> <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の必要書類を下記へ郵送又はFAXで提出。
<p>お問合せ</p>	<p>岐阜県住宅供給公社 TEL 0584-81-8502 FAX 0584-81-8506</p>

災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた方が被災住宅を復旧するために、建設資金または購入資金に対する融資を受けられます。 ○建設の場合の融資限度額 建設資金…1,650万円 (被災親族同居の場合は、2,280万円) ○購入の場合の融資限度額 新築住宅…2,620万円 ※条件により融資限度額は変動する場合があります。 ○融資金利 全期間固定金利型 (融資金利は、原則として毎月見直されます。)
<p>対象者</p>	<p>全壊、大規模半壊、半壊した世帯 ※既に被災住宅の復旧が行われている場合は、原則として融資を利用できません。</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 災害にあった日から2年間</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳しくは独立行政法人 住宅金融支援機構に お問い合わせください。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号 独立行政法人 住宅金融支援機構 本店 郵送申込係 へ郵送
<p>お問合せ</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支援機構 お客様コールセンター (災害専用ダイヤル) TEL 0120-086-353</p>

8 貸付金（災害援護資金、生活福祉資金等）

災害援護資金の貸付

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住居や家財に損害を受けた方に、資金の貸し付けを行います。 ○世帯主が負傷した場合（治療期間1ヶ月以上） <ul style="list-style-type: none"> 家財の損害が1／3以上 …150万円 家財の損害があり住居の損害がない場合…250万円 住居が半壊した場合 …270万円 住居が全壊した場合 …350万円 ○世帯主が負傷しなかった場合 <ul style="list-style-type: none"> 家財の損害があり住居の損害がない場合…150万円 住居が半壊した場合 …170万円 住居が全壊した場合 …250万円 住居の全体が滅失若しくは流出した場合…350万円 ○貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 利 率 年3%（措置期間中は無利子） 据置期間 3年 償還期間 10年 償還方法 年賦又は半年賦 <p>※連帯保証人が必要です。</p>
<p>対象者</p>	<p>災害により世帯主が1ヶ月以上負傷又は住居、家財に被害を受けた方。（※所得制限があります。）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 平成30年10月31日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金借入申込書（市から別途郵送します） ・世帯主の負傷を理由とする場合は、療養見込期間及び療養概算額を記載した医師の診断書 ・課税所得証明書 <p><申請方法> ※まずは福祉政策課の窓口または電話にてお問い合わせください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9031</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

<p>支援の内容</p>	<p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払いを猶予します。</p> <p>② 災害により被害を受けた住宅の補修、改築、購入や転宅される場合に貸し付けます。</p> <p>貸付限度額…200万円以内 貸付利息…無利子（連帯保証人がいない場合は：年1.0% 据置期間…6か月 償還期間7年</p>
<p>対象者</p>	<p>① 災害により母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還を行うことが著しく困難になった方</p> <p>② 母子父子寡婦の方が居住していた住宅が全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けた方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請></p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の状況における対応となりますので、子ども家庭課までご相談ください。
<p>お問合せ</p>	<p>子ども家庭課 TEL 23-7733</p>

生活福祉資金 緊急小口資金 特例貸付

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨により被災した世帯に、一時的な生活費の貸付をいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額 10万円以内（原則） ○据置期間 1年以内 ○償還期限 2年以内 ○利 息 無利子 ○実施主体 岐阜県社会福祉協議会
対 象 者	平成30年7月豪雨により被災し、当面の生活費を必要とする世帯
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月30日から <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認の書類等（運転免許証、健康保険証、住民票等） ・被災した事実を証明できる書類等 ・実印及び印鑑証明書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書を、関市社会福祉協議会を通じて、岐阜県社会福祉協議会に提出します。
お問合せ	岐阜県社会福祉協議会 TEL 058-273-1111 関市社会福祉協議会 TEL 22-0372

9 災害弔慰金・災害障害見舞金

(災害により死亡・重度の障がいを受けた方へ)

災害弔慰金

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により亡くなられた方の遺族に対し、弔慰金を支給します。 <p>○亡くなられた方が生計維持者 …500万円 ○亡くなられた方が生計維持者以外…250万円</p>
対象者	災害により亡くなられた方の遺族
申請方法 必要書類	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none">・死亡診断書（検案書）の写し・申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し・申請される方名義の通帳の写し・申請される方が市外にお住いの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し <p><申請方法></p> <p>※まずは担当課までご連絡ください。</p>
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-9031

災害障がい見舞金

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により心身に重度の障がいを受けた方に見舞金を支給します。 <p>○障がいを受けた方が生計維持者 …250万円 ○障がいを受けた方が生計維持者以外…125万円</p>
<p>対象者</p>	<p>災害により心身に以下の内容の障がいを受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両目が失明したもの ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの ・精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の診断書（市から別途郵送します） <p><申請方法></p> <p>※まずは福祉政策課までご連絡ください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9031</p>

10 障がい福祉サービスに関すること

自立支援医療、障害福祉サービス、精神障害者保健福祉手帳

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">自立支援医療、障害福祉サービス、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、支給決定等の有効期間が平成30年6月28日から同年11月29日までの間に満了する場合において、有効期間を平成30年11月30日まで延長することができます。
対象者	関市平成30年7月豪雨の被災により更新手続きが困難な方
申請方法 必要書類	福祉政策課まで申し出てください。 提出書類は必要ありません。
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-9032

障害福祉サービス・障害児通所サービス

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス、障害児通所サービスを利用している方の利用料の減免があります。 <p>○減免の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、大規模半壊、家屋流出 . . . 100/100 ・半壊、床上浸水 . . . 50/100 <p>※減免期間 平成30年10月末利用分まで</p>
<p>対象者</p>	<p>障害サービスを利用している障がい者又はその世帯の生計を主として維持している方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請 ※り災証明と一緒にお渡ししています。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課まで申請してください。 ※郵送による申請可
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9032</p>

自立支援医療（更生・育成）、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、療養介護医療の一部負担金の猶予又は免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（更生・育成）、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、療養介護医療を受けている方は、一部負担金の猶予又は免除があります。 <p>※お持ちの医療保険の取扱いに同じです。 ※猶予又は免除期間 平成30年10月末受診分まで</p>
<p>対象者</p>	<p>自立支援医療（更生・育成）、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、療養介護医療を受けている方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住家が全半壊した場合 ○主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った場合 ○主たる生計維持者の行方が不明である場合 ○主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ○主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市平成30年7月豪雨に係る徴収金（利用料金）の減免申請 ※り災証明書と一緒にお渡ししています。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課まで申請してください。 ※郵送による申請可
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9031</p>

1.1 各種手当（児童扶養手当等）に関すること

児童扶養手当・特別児童扶養手当 所得制限解除

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限による一部停止・全部停止は、特例措置により全額支給となります。 ○対象期間 平成30年7月から平成31年10月まで
対象者	<ul style="list-style-type: none">災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた世帯
申請方法 必要書類	<申請期間> <ul style="list-style-type: none">平成30年11月30日まで <必要書類> <ul style="list-style-type: none">被災状況書 <申請方法> <ul style="list-style-type: none">子ども家庭課へお申し出ください。
お問合せ	子ども家庭課 TEL 23-7733

障害児福祉手当・特別障害者手当 所得制限解除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する障害児福祉手当・特別障害者手当について、所得制限による支給停止は、特例措置により解除となります。 <p>○対象期間 平成30年7月（その損害を受けた月）から 平成31年7月まで</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた世帯
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月30日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課まで申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>福祉政策課 TEL 23-9032</p>

12 市の証明、廃棄物処理等の手数料の免除・減免

各種証明等にかかる手数料の免除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災に関連しての各種手続きに必要な証明等にかかる手数料を免除します。 対象となる証明書等は次のものです。 <p>○住民票の写し ○印鑑登録証明書</p> <p>○印鑑登録証の再交付 ○個人番号カードの再交付</p> <p>○通知カードの再交付 ○所得証明書 ○課税所得証明書</p> <p>○納税証明書 ○評価証明書 ○公課証明書</p> <p>○資産証明書 ○名寄帳 など</p>
<p>対象者</p>	<p>被災者（り災証明書を受けた方）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 当分の間（終期はホームページ等でお知らせします。）</p> <p><必要書類> ・り災証明書又はその写し</p> <p><申請方法> ・各種証明等を申請される際に申し出てください。 ※コンビニ交付サービス及び広域相互発行サービスには適応されません。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>市民課 TEL 23-7700 税務課 TEL 23-8874</p>

災害廃棄物処理手数料

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により被災した家財道具をクリーンプラザ中濃へ搬入時のごみ処理手数料の減免が受けられます。 クリーンプラザ中濃への搬入は、本人（家族）もしくは許可業者に限ります。
対象者	災害によって直接被害を受けた方
申請方法 必要書類	<減免期間> 平成30年8月15日まで <申請方法> 環境課、上之保事務所、武儀事務所で申請してください。
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

13 学校教育に関する支援

要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住宅に著しい被害を受けた世帯の児童生徒に、就学援助費を支給します。 ○就学援助費 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム費の一部、学校給食費（実食分） ○認定期間 平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月末まで
<p>対象者</p>	<p>全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒の保護者（り災証明を受けられた世帯）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 8 月 31 日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・委任状兼口座振替依頼書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当児童生徒に、申請書等を配布します。
<p>お問合せ</p>	<p>学校教育課 TEL 23-8125</p>

教科書及び教科書以外の教材の支給

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により教科書及び教科書以外の教材が滅失又はき損した場合は、被害を受けた児童生徒に無償で支給します。
対象者	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯のうち、教科書及び教科書以外の教材が滅失又はき損した児童生徒
申請方法 必要書類	被災状況について教育委員会が調査を行い支給します。 <支給期間> <ul style="list-style-type: none">・教科書…災害にあった日から1か月以内
お問合せ	学校教育課 TEL 23-8125

1.4 商工業に関する支援

関市中小企業者災害復旧緊急支援事業補助金

<p>支援の内容</p>	<p>平成30年7月豪雨で被害を受けた市内の中小企業者が行う設備修繕等に必要となる経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>◆補助率 80% ◆下限 10万円 ◆上限 100万円 ※対象経費の合計が12.5万円から対象となります。</p> <p>【対象経費に含まれるもの(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した建物(工場、事務所、倉庫、店舗)及び付属施設(電気、給排水、冷暖房設備、間仕切り等)の更新・修繕等 ・機械(付属の工具備品も含む)、備品の更新・修繕等 <p>【対象経費に含まれないもの(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の購入費 ・商品 ・車両 ・労務費、借入に伴う支払い利息、公租公課(消費税等)、建物の登記費用、官公署に支払う手数料等 ・飲食、接待費、税務申告・決算書作成等に係る費用(税理士代等)、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用 <p>※現状復帰を目的とするため、買い替えでない新規購入については対象となりません。</p> <p>※国や県等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている設備の更新・修繕等、又は受けることが決まっている設備の更新・修繕等は、対象となりません。</p>
<p>対象者</p>	<p>市内で事業を営む中小企業者(中小企業法第2条に定める中小企業者) ※平成31年3月末日までに事業を再開する者</p>

<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 「関市中小企業者災害復旧緊急支援事業補助金要綱」施行日から平成31年2月末まで（実績報告3月末まで）</p> <p><必要書類> ○申請時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ り災証明書の写し ・ 事業計画書 ・ 被害状況報告書 ・ 設備等の被災状況がわかるもの（写真、平面図等） ・ 設備等購入の見積書 ・ 完納証明書 等 ○実績報告時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 ・ 更新後設備等の平面図・写真等 ・ 設備等購入の領収書（実績報告に添付） ・ 請求書 等 </p> <p><申請方法> 商工課までお問い合わせください。 ※被災後、設備等の更新・修繕等をすでに実施した場合は、 商工課にお問い合わせください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>商工課 TEL 23-6753</p>

平成30年7月豪雨災害復旧資金（災害復旧資金）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨による災害により、被災された中小企業者の事業復旧を支援するための融資制度となります。 ○融資限度額：運転・設備 8,000万円 ○償還期間：運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 15年以内（据置2年） ○融資利率：年0.8% ○信用保証料：免除
<p>対象者</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨による被害を受けたことについて、り災の証明を受けている者 ・平成30年7月豪雨による被害額（見込みを含む）が直近の決算の売上高の10%以上となる者
<p>申請方法</p>	<p><取扱期間> 平成30年7月13日（金）から6か月間</p> <p><申請先> ・県内各金融機関まで申請してください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>岐阜県 商工労働部商業・金融課 TEL 058-272-8389</p>

災害復旧貸付

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨による災害により、被災された中小企業者の事業復旧を支援するための融資制度となります。 ○金利（いずれも平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中小企業事業 → 基準利率1.16% 国民生活事業 → 基準利率（災害貸付）1.36% ※事業所または主要な事業用資産に係る被災の証明を受けた中小企業者等を対象に貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ（貸付後3年間） ○貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円 （代理貸付：7,500万円） 国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円 （代理貸付：1,500万円） ○貸付期間 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内） 国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内） ○担保条件 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱います。
<p>対象者</p>	<p>災害により被害を被った中小企業・小規模事業者</p>
<p>申請方法</p>	<p><申請先> ・日本政策金融公庫まで申請してください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業 TEL 058-263-2136</p>

災害復旧資金

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の豪雨による災害により、被災された中小企業者の事業復旧を支援するための融資制度となります。 ○貸出期間（据置期間） 設備資金20年（据置期間3年）以内 運転資金10年（据置期間3年）以内 ○貸出利率 商工中金所定の利率 ○既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的に取り扱います。
<p>対象者</p>	<p>平成30年7月豪雨による災害により、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等</p>
<p>申請方法</p>	<p><申請先> • 商工中金まで申請してください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>【平日】（午前9時～午後5時） 商工中金 岐阜支店 TEL 058-263-9191 【営業休日の電話相談】（午前9時～午後5時） TEL 0120-542-711</p>

信用保証制度（セーフティネット保証4号）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。 ○対象資金 経営の安定に必要な資金 ○保証限度額 無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円 ※一般保証と別枠で融資額の全額を保証 ○保証利率 信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください ○保証期間 個別に信用保証協会にご相談ください ○保証人 原則第三者保証人は不要
<p>対象者</p>	<p>下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）</p> <p>（イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p>
<p>申請方法</p>	<p><申請先></p> <ul style="list-style-type: none"> • 岐阜県信用保証協会まで申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>岐阜県信用保証協会 TEL 058-276-6924</p>

信用保証制度（災害関係保証）

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。 ○対象資金 事業の再建に必要な資金 ○保証限度額 無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円 ※一般保証及びセーフティネット保証 4 号と別枠で融資額の全額を保証 （一般保証と別枠で、セーフティネット保証 4 号と合わせて最大 5 億 6,000 万円） ○保証利率 信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください ○保証期間 個別に信用保証協会にご相談ください ○保証人 原則第三者保証人は不要
<p>対象者</p>	<p>災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方 （※り災証明書が必要となりますが、提出していただく時期については柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）</p>
<p>申請方法</p>	<p><申請先> ・岐阜県信用保証協会まで申請してください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>岐阜県信用保証協会 TEL 058-276-6924</p>

金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）

<p>支援の内容</p>	<p>・被災者等からの各種金融機関に関するお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等に対応するため、「平成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設しています。</p>
<p>対象者</p>	<p>平成 30 年 7 月豪雨発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談を検討中の方</p>
<p>申請方法</p>	<p>-</p>
<p>お問合せ</p>	<p>受付時間：平日 10：00～17：00（電話での受付） ※ファックス、メールは 24 時間受付 電話での受付：0120-156-811（フリーダイヤル） ※IP 電話からは 03-5251-6813 におかけください。 ファックスでの受付：03-3506-6699 メールでの受付：saigai@fsa.go.jp 文書での受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館金融庁 金融サービス利用者相談室</p> <p>（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10：00～17：00 の間に、お電話をお返し致します。なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。</p> <p>（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP 電話からは、03-5251-6811）におかけください。</p>

関市中小企業設備資金利子補給

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の安定的経営による活性化を図るため、設備改善資金の利子の一部を補助いたします。 ○対象融資 金融機関からの設備資金融資 ○対象設備 経営合理化のための機械、営業車（乗用車は営業登録が必要）、備品の購入、設置及び、これらに伴う工場又は店舗の増築 ○補給額 対象融資1,000万円までの年利2%以内の利子に対する1年分の利子額 ※所得による区分あり ○備考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象融資額が1,000万円を超える場合、および運転資金と併用の場合は融資額の案分によって利子を補給 ・ 年利が2%を超える場合は、年利の案分によって利子を補給 ○所得による区分 <table border="1" data-bbox="491 1115 1289 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得金額</th> <th>補給対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人所得</td> <td>500万円未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上800万円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>800万円以上</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人所得</td> <td>300万円未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上500万円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p><申請期限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備設置完了後、融資を受けた日から1年以内 	区分	所得金額	補給対象額	個人所得	500万円未満	1,000万円	500万円以上800万円未満	500万円	800万円以上	対象外	法人所得	300万円未満	1,000万円	300万円以上500万円未満	500万円	500万円以上	対象外
区分	所得金額	補給対象額																
個人所得	500万円未満	1,000万円																
	500万円以上800万円未満	500万円																
	800万円以上	対象外																
法人所得	300万円未満	1,000万円																
	300万円以上500万円未満	500万円																
	500万円以上	対象外																
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で1年以上、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）以外の業種を営んでいる方 ・ 借入日前年の所得が、個人は800万円未満、法人は500万円未満であること ・ 市税を完納している方 																	
<p>お問合せ</p>	<p>商工課 TEL 23-6752</p>																	

特別相談窓口

支援の内容	被災中小企業・小規模事業者の経営等の相談に応じます。
対象者	災害により被害を被った中小企業・小規模事業者
申請方法	-
お問合せ	○関商工会議所 TEL 22-2266 ○関市東商工会 TEL 49-2661

15 農業に関する支援

被災農業用機械・設備復旧支援事業

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した農業用機械・設備の修繕費用を助成します。 ○修繕費用に対して、1/2 を助成 （1台あたりの限度額50万円、 1対象者あたりの限度額100万円、 千円未満は切り捨て）
対象となる 農業用機械 及び設備	<p>以下のすべての条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用機械・設備は購入から7年を経過しないもの ②1台当たりの修繕費用が消費税額を除き10万円以上であるもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①販売農家（経営面積30a以上もしくは農産物販売の実績があること） ②任意組織（3戸以上で規約等が定められていること） ③農業法人
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した農業用機械・設備の修繕明細がわかる領収書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	農林課 TEL 23-7705

被災農業用機械・設備再整備支援事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した農業用機械・設備と同程度の能力を要する農業用機械・設備の更新費用を助成します。 ○更新費用に対して、1/2 を助成 （1 台あたりの限度額 200 万円、 1 対象者あたりの限度額 400 万円、 千円未満は切り捨て）
<p>対象となる 農業用機械 及び設備</p>	<p>以下のすべての条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用機械・設備は購入から7年を経過しないもの ②1 台当たりの更新費用が消費税額を除き 50 万円以上であるもの
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①販売農家（経営面積 30a 以上もしくは農産物販売の実績があること） ②任意組織（3 戸以上で規約等が定められていること） ③農業法人
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した農業用機械・設備が修理不能であることを証明する書面 ・購入明細がわかる請求書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
<p>お問合せ</p>	<p>農林課 TEL 23-7705</p>

被災農地営農再開緊急支援事業(用排水・農道橋など)

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被災した農地の営農再開のため、農業用排水・農道橋修繕（原形復旧）などの経費を助成します。 ○経費の 10/10 を助成
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①農業者（2戸以上で実施する場合） ②営農組織 ③農業法人
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災箇所の位置図 着工前写真 ・完成写真 経費に係る領収書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	農林課 TEL 23-6762

被災農地営農再開緊急支援事業（農地復旧）

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被災した農地の営農再開のため、農地の復旧、流入土除去、流木除去、耕土復旧などの経費を助成します。 ○経費の 9/10 を助成
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①農業者 ②営農組織 ③農業法人
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災箇所の位置図 着工前写真 ・完成写真 経費に係る領収書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	農林課 TEL 23-6762

獣害防止柵被害復旧資材補助事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した獣害防止柵（国庫補助事業、県補助事業を活用し設置したもの）の修繕に必要な資材購入費用を助成します。 ○購入費用に対して、9/10を助成
<p>対象施設</p>	<p>耐用年数の残存した施設であること。 （主として金属造のもの14年・樹脂製のもの8年）</p>
<p>対象者</p>	<p>国庫・県補助事業を活用し獣害防止柵を設置した団体</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所の位置図 ・完成写真 ・購入した資材の納品明細 ・領収書（団体名であるもの） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
<p>お問合せ</p>	<p>農林課 TEL 23-6761</p>

関市有害鳥獣被害対策事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した獣害防止柵の修繕に必要な資材の購入費用を助成します。 ○購入費用に対して1/2を助成 (1世帯あたり限度額 5万円、 1団体あたり限度額 構成世帯数×5万円・上限50万円、 千円未満は切り捨て) <p>※通常、新規に設置するもののみを対象とした事業ですが、 今回被災したものに限り、修繕に要する費用を助成します。</p>
<p>対象施設</p>	<p>被災し損壊した状況が確認できる獣害防止施設</p>
<p>対象者</p>	<p>農業者</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月28日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被災箇所の写真、位置図 ・購入する資材の見積書(事業実施前) ・納品明細 ・領収書 ・設置状況写真(事業実施後) <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
<p>お問合せ</p>	<p>農林課 TEL 23-6761</p>

農業災害緊急支援資金

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農業者に対し、下記の農業経営の再建に必要な資金を貸付けます。 ①被害を受けた施設等の復旧、新設、改良に要する設備資金 ②種苗、肥料、薬剤等、次期作付けに要する運転資金 <p>○貸付限度額 個人 1,800万円 農業を営む法人・団体 2億円</p>
対象者	<p>農作物、樹体及び農業施設被害で市長の被害証明を受けた</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認定農業者 ②農業所得が総所得の過半を占める主業農業者
申請方法	申請方法や必要書類は、お問い合わせ先に確認ください。
お問合せ	<p>岐阜県中濃農林事務所 農業振興課 TEL 0575-33-4011（内線226）</p>

農業災害緊急支援特別資金

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農業者に対し、下記の農業経営の再建に必要な資金を貸付けます。 ①被害を受けた施設等の復旧、新設、改良に要する設備資金 ②災害発生年度の作付けに要した資機材購入費等で利子補給承諾日以降に代金支払日が到達するものに充てる資金 ③種苗、肥料、薬剤等、次期作付けに要する運転資金 <p>貸付限度額 個人 600万円 農業を営む法人・団体 3,000万円</p>
対象者	農作物、樹体及び農業施設被害で市長の被害証明を受けた方
申請方法	申請方法や必要書類は、下記お問合せ先に確認ください。
お問合せ	<p>岐阜県中濃農林事務所 農業振興課 TEL 0575-33-4011（内線226）</p>

17 その他（写真等の洗浄・相談）

豪雨災害で泥水に浸かった写真・アルバム等の洗浄

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨災害により泥や水の被害を受けた思い出の写真やアルバム、大切な記録（古文書）を、そのまま放置するとカビや細菌が繁殖し損傷が進んでしまいますので、個々の状態に応じて適切な処置を施して、持ち主の元にお返しします。 ○主な作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄して泥や汚れを落とします。 ・殺菌、乾燥させてお返しします。 ○協力 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県博物館協会、岐阜大学など ○注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷された卒業アルバム等は、お受けできない場合もあります。 ・被災前の状態に戻すものではないことをご理解ください。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した写真、アルバム、大切な記録等をお持ちの方
<p>申請方法</p>	<p><申込期限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月17日午後5時まで ※被災から時間が経つと、処理が難しくなります。 できるだけ早めにご相談ください。 <p><申込方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市文化財保護センターに電話で申し込んでください。
<p>お問合せ</p>	<p>関市文化財保護センター TEL 45-0500</p>

災害後の生活を考える相談会

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生活に関する不安や疑問を解消してもらうため、豪雨災害などの支援で経験豊富な有識者や法律の専門家の皆さんが、支援制度などをわかりやすく説明します。 <p>○例えば、こんな不安にお答えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水だったが、そのままにしておいて大丈夫なのか。 ・り災証明書は、具体的に何のために必要なのか。 ・家屋の再建に際しての支援制度と手続きの方法。 ・義援金、見舞金、支援金が受けられるか。 など <p>○主催 自治会連合会</p> <p>○協力 関市、清流の国ぎふ防災・減災センター NPO法人レスキューストックヤード、法テラス</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様 ・この度の豪雨で被災された皆様とその関係者の皆様
<p>開催日程</p>	<p><富野地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月4日(土) 午後3時30分～ 富野ふれあいセンター <p><武儀地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月5日(日) 午前10時～ 武儀生涯学習センター ・ // 午後1時～ 道の駅「平成」ICBセンター <p><上之保地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月12日(日) 午後3時30分～ 上之保生涯学習センター
<p>お問合せ</p>	<p>市民協働課 TEL 23-7711</p> <p>武儀事務所 TEL 49-2121</p> <p>上之保事務所 TEL 47-2001</p>

生活の再建に必要な法律相談

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に住所、居所や営業所があった方はどなたでも無料で生活の再建に当たり必要な法律相談を受けることができます。 <p>○弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産問題、金銭問題、相続問題など民事に関する問題 ・同一の問題についてのご利用は3回まで <p>参考：詳細は法テラスのホームページで確認できます。 専用ページタイトル「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」 https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/saigaika/info300711.html</p>
<p>対象者</p>	<p>被災地に住所、居所や営業所があった方</p>
<p>お問合せ</p>	<p>被災者専用ダイヤル ＜電話でのお問い合わせ＞ 専用フリーダイヤル 0120-078309 対応時間 平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで 利用料・通話料：0円</p> <p>＜メールでのお問い合わせ＞ 法テラスのホームページ 専用ページにある「メールでのお問い合わせ」からご利用いただけます。</p>

行政に対する相談受付

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する必要な情報提供などの支援をします。 <p>○災害について相談、問い合わせ、要望を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話による相談受付 平日午前8時30分から午後5時15分まで職員対応 上記以外は留守電話受付 ・来所による相談受付 所在地：岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政監視行政相談センター ・FAXによる相談受付 058-248-6755 ・インターネットによる相談受付 <p>参考：総務省 岐阜行政監視行政相談センターホームページ http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html</p>
<p>対象者</p>	<p>被災者の方</p>
<p>お問合せ</p>	<p>総務省 岐阜行政監視行政相談センター TEL 058-246-1100 FAX 058-248-6755</p>

各種相談窓口

福祉総合相談

○電話や面接で子ども、高齢者、障がいなど、福祉に関する全般的な相談をすることができます。

関市役所福祉総合相談室 TEL 23-7798

高齢者の介護・健康の相談

○高齢者に関する相談を、保健師やケアマネージャーにすることができます。

関市東包括支援センター(富野・武儀・上之保) TEL 40-1237

こころの健康相談

○電話や面接で、こころの健康に関する相談をすることができます。

岐阜県精神保健福祉センター TEL 058-231-9724

消費生活相談

○災害に便乗した悪質商法などに関する相談をすることができます。

関市消費生活相談室 TEL 23-7355